

広島県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐南区相田三丁目及び同区相田四丁目地内	
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 区域の表示の区域の表示及び法
安川支川（三三三）	土石流	次の図のとおり
安川支川（三二六a）	土石流	次の図のとおり
安川支川（三二六b）	土石流	次の図のとおり
東尾越川（三二七）	土石流	次の図のとおり
尾越川（三一九）	土石流	尾越川（三一九） 土石流 次の図のとおり
安川支川（九七六）	土石流	次の図のとおり
安川支川（三二五）	土石流	次の図のとおり
安川支川（三二四a）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。